

西地区あおぞら農園貸付規程

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に一般社団法人平川市西地区まちづくり委員会（以下「貸付者」という。）が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、貸付者が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び貸付者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類は、別表1のとおりとする。

（貸付条件）

第4 貸付条件は、次のとおりとする。

- （1） 貸付期間は、5月1日から11月30日の7ヶ月間とする。ただし、7ヶ月を1年とみなし、最長5年を超えないものとする。
- （2） 貸付けに係る賃料は、1区画あたり年3,000円とする。また、1人あたりが貸付期間中に同時に借りられる区画の上限は2区画までとする。
- （3） 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸付者が別に定める方法により、指定する期日までに貸付けに係る賃料を支払うものとする。
- （4） 種苗、肥料、農機具等、その他栽培に必要なものは借受者が用意するものとする。
- （5） 栽培できる作物及び栽培できない作物は、別表2に掲げるものとし、別表に記載のない作物を栽培したい場合は、事前に貸付者に相談・協議するものとする。

2 貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- （1） 建物及び工作物を設置すること。
- （2） 営利を目的として作物を栽培すること。
- （3） 貸付農地を転貸すること。
- （4） 区画の形状を変えること。
- （5） 農園の環境を著しく悪化させること。

（募集の方法）

第5 借受者の募集は、「広報ひらかわ」に掲載するほか、平川市ホームページ、チラシによる一般公募とする。

2 募集期間は、一般公募の開始から30日以内とする。

3 前項の募集期間における応募者が貸付者の定める区画数を下回った場合、貸付者は、随時追加募集を行うことができるものとし、募集方法等については第5の1及び2を準用するものとする。

(申込方法)

第6 貸付けを受けようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に貸付者へ「西地区あおぞら農園利用申込書兼誓約書（様式第1号）」を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7 貸付者は、第6の規定に基づき申込みをした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込みをした者の数が募集を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 貸付者は、1又は2により借受者を決定した場合は、当該者に対して「西地区あおぞら農園利用承認通知（様式第2号）」により通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8 貸付者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき
- (2) 第4の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を一定の期間において正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10 借受者は、第4の1の(1)の規定により貸付期間が終了したとき又は第9の規定による解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) 貸付者が相当な理由があると認めたとき

(その他)

第12 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年2月17日から施行する。

別表 1

番号	所在	地番	地目		面積（㎡）	位置	貸付主体が新たに権利を取得するもの		
			登記簿	現況			権利の 種類	所有者	
								住所	氏名
1	平川市苗生松川崎	1 4 番 1	田	畑	4,417 ㎡のうち 2,132 ㎡	別紙図面の とおり	賃借権	平川市苗生松 元東田 8 番地 1	對馬 敏弘

別表 2

栽培できる作物	野菜	じゃがいも、さつまいも、なす、きゅうり、トマト、ピーマン、キャベツ、 レタス、にんじん、だいこん
	草花	あさがお、ひまわり、コスモス、パンジー
栽培できない作物	永年性作物	りんご、梨、桃、柿、栗
	花木 （根が深く抜けなくなるもの）	松、椿、桜、庭木類
	根が広範囲に広がる作物	やまいも
	毒性のあるもの	とりかぶと